（２）擁壁又は排水施設等の撤去

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内（公共施設用地を除く）で行われる擁壁又は排水施設等の撤去に関する工事について、工事主は「擁壁等に関する工事の届出書（様式第27号)」により市長に届け出る必要があります。

① 届出対象工事

以下のいずれかに該当する工事（宅地造成又は特定盛土等の許可若しく届出が済んでいる工事を除く）について、届け出る必要があります。

ア）高さ２ｍを超える擁壁の全部又は一部を撤去する工事

イ） 高さ２ｍを超える崖面崩壊防止施設の全部又は一部を撤去する工事。この場合の崖面崩壊防止施設の高さとは、崖面崩壊防止施設の上端と前面の地盤面と接する部分との垂直距離をいいます。

ウ）地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部を撤去する工事

エ）地滑り抑止ぐいの全部又は一部を撤去する工事

② 届出期間

工事に着手する日の14日前

③ 届出に必要な書類

届出にあたっては、以下の書類を作成し、１部提出してください。

届出に係る図面は、原則としてＡ３判（Ａ４Ｚ折り）で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

表 2.50　擁壁等に関する工事の届出書類一覧（図面以外の書類）

番号	届　出　書　類	様　式	備考
1	擁壁等に関する工事の届出書	様式第27号	
2	工事主の委任状		※
3	現地写真（工事が行われる土地の状況を明らかにする写真）		

※　届出業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

表 2.51　　擁壁等に関する工事の届出書類一覧（図面）

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮　尺	備　考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図 （現況平面図）	・方位及び土地の境界線 ・現況地盤高	1/2,500以上	等高線は２ｍの標高差を示すこと
3	土地の平面図 （工事計画平面図）	・方位及び土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は薄朱色、切土は薄黄色で着色） ・擁壁等を撤去した後の計画高 ・崖又は法面の勾配及び保護方法等（植栽又は芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載）	1/2,500以上	

4	土地の断面図 （工事計画断面図）	・盛土又は切土をする前後の地盤面及び地盤高 ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は薄朱色、切土は薄黄色で着色）	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること

※　①届出対象工事のア）～エ）の計画が分かる図面を添付してください。

（３）公共施設用地の転用

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内で公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合（宅地造成又は特定盛土等の許可若しく届出が済んでいる工事で転用した場合を除く）に、転用した者は「公共施設用地の転用の届出書（様式第 28 号）」により市長に届け出る必要があります。

① 届出期間

転用した日から 14 日以内

② 届出に必要な書類

届出にあたっては、以下の書類を作成し、１部提出してください。

届出に係る図面は、原則としてＡ３判（Ａ４Ｚ折り）で作成し、図面以外の書類はＡ４判で作成してください。

表 2.52　公共施設用地の転用の届出書類一覧（図面以外の書類）

番号	届　出　書　類	様　式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	様式第 28 号	
2	工事主の委任状		※
3	現地写真（転用が行われる土地の状況を明らかにする写真）		

※　届出業務を第三者に委任する場合に添付する必要があります。

表 2.53　　公共施設用地の転用の届出書類一覧（図面）

番号	図面の種類	明示すべき事項	縮　尺	備　考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図 （現況平面図） （土地の求積図）	・方位及び土地の境界線 ・現況地盤高 ・転用する土地の区域堺（赤線で明示）	1/2,500 以上	等高線は２ｍの標高差を示すこと
3	土地の平面図 （工事計画平面図） （盛土切土求積図）	・方位及び土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分（盛土は薄朱色、切土は薄黄色で着色） ・転用後の計画高 ・崖又は法面の勾配及び保護方法等（植栽又は芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載） ・転用する土地の区域堺（赤線で明示）	1/2,500 以上	